

平成26年度 「研究の手引き」の解説

愛教研特別支援教育委員会事務局

特別支援教育

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害を含めて、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

特別支援教育の今日的な流れ

教育基本法が改正（平成18年12月15日成立・平成18年12月22日公布・施行）され、第4条の2において、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」と規定された。また、学校教育法が一部改正（平成18年6月21日公布・平成19年4月1日施行）され、小中学校等においては、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うこととすると、通常の学校における特別支援教育の目的が明らかにされた。

さらに、発達障害者支援法の施行（平成17年4月）や障害者基本法の一部改正（平成23年）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月）の成立など国内法の整備が進んだことを受け、平成26年1月には、国際条約である「障害者の権利に関する条約」が批准された。教育に関してはすでに初等中等教育分科会より「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月）において、より具体的な取組に向けた方向性が示されており、今後は共生社会の実現に向けてこれまでの特別支援教育の実践の中で得られた成果と課題を検討し、教育実践や研修のさらなる改善と充実、教職員一人一人の資質向上を図っていくことが特別支援教育に関わる全ての関係者に求められる。

I 研究主題

特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズ等に応じた指導・支援の充実

○ 「特別な支援を必要とする児童生徒」

特別支援教育の対象の中心は障害のある児童生徒であるが、その理念は、「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月文科省初等中等教育局長）にも示されているように、「障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている」ものでもあり、全ての幼児児童生徒にとっても効果があるべきものになることが望まれる。

○ 「教育的ニーズ等」

児童生徒一人一人の「障害の状態」も含めたものとして、「等」をつけて用いている。

○ 「指導・支援の充実」

ここでの「指導・支援」については、指導内容、指導方法、指導の形態、評価等、指導に関する全ての内容を含むことばとして用いている。

II 研究のねらい

1 「特別支援学級及び通級による指導」について

- 児童生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握し、本人や保護者の思いを大切にしながら、個人や学級、学校や地域等に応じた適切な教育課程を編成する。
- 全ての教育活動の中で児童生徒が自らの長所を最大限に発揮し、主体的に取り組む態度を育てる。体験的な学習や問題解決的な学習を重視したり、全校的な協力体制による交流及び共同学習を展開したり、通級による指導においては在籍学級の担任との連携協力を図った取組を充実させたりすることにより、児童生徒一人一人に生きる力を育む教育を実践する。

○ 「障害の状態や発達の段階等を的確に把握し、本人や保護者の思いを大切にしながら」

平成 25 年度から実施されている「障害者基本計画(第 3 次)」には、「障害のある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて、設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを周知する。」とある。また、平成 19 年 4 月に文科省初等中等教育局長より出された「特別支援教育の推進について(通知)」には、「各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭に必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。」と記されている。

「合理的配慮」については新しい概念であることから、その考え方や具体的な手立てについて、今後、全教職員で一層の理解を深めていく必要がある。

○ 「適切な教育課程」

学校教育法施行規則第 138 条及び 140 条において、特別支援学級での教育や通級による指導を行う際に、特に必要がある場合は特別の教育課程を編成できることとしている。この場合、学習指導要領解説(総則編)第 3 章第 2 節 3 にあるように、「学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である『自立活動』を取り入れ」たり、加えて特別支援学級においては、「各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりする」などして、個々の児童生徒の実情に合った教育課程を編成する必要がある。ただし、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことを念頭に置いておく。

○ 「児童生徒が自らの長所を最大限に発揮し、主体的に取り組む態度を育てる」

本人の主体性の確保・確立は、教育や福祉の世界で国際的にも重要な課題となっている。障害のある幼児児童生徒が、「自分で考える」「自分で選ぶ」「自分で決める」など、自立や社会参加に向けて主体的に取り組む態度が身に付くよう支援を工夫改善していく必要がある。

○ 「交流及び共同学習」

「特別支援教育の推進について(通知)」には、交流及び共同学習、障害者理解等に関して、「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害

のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。」と記されている。また、学習指導要領の総則第1章第4の2には、「小学校間・中学校間、幼稚園や保育所、小・中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。」とある。「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」においても「共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる」として、交流及び共同学習の推進の必要性を述べている。

○ 「通級による指導においては在籍学級の担任との連携協力を図った取組を充実させたりする」

小学校学習指導要領解説（総則編）第3章第5節7には「対象となる児童に対する通常の学級における指導と通級による指導とが共に効果的に行われるためには、それぞれの担当教師同士が児童の様子や変化について定期的に情報交換を行い、特別の指導の場における指導の成果が、通常の学級においても生かされるようにするなどして連携に努め、指導の充実を図ることが重要と言える」とある。

○ 「生きる力をはぐくむ教育」

学習指導要領の総則第1の1には、「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、幼児児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実を努めなければならない。」と記されている。

2 「通常の学級」について

- 保護者や関係機関、通級による指導の担当者等と連携協力しながら、発達障害等のある児童生徒の実態を的確に把握する。
- 全校的な支援体制のもとで、発達障害等に対する正しい理解と認識を深め、発達障害等のある児童生徒を含めた学級づくりや適切な学習指導等の充実を図る。

○ 「保護者や関係機関、通級による指導担当者等と連携協力」

小学校学習指導要領解説（総則編）第3章第5節7には、通常の学級に在籍する発達障害児等について「特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある児童の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切である」としている。通級による指導を受ける児童生徒も増加の傾向にある中で、他校の通級指導教室に通う児童生徒も多い。そういった児童生徒への効果的な支援の充実を図るためにも、「他校において指導を受ける場合には、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要がある」と連携協力の大切さを述べている。

○ 「発達障害等の児童生徒の実態を的確に把握する。」

「生徒指導提要(平成22年3月改訂)」には、「個別の課題を抱える児童生徒への指導」として、「児童生徒が抱える課題は、一人一人の児童生徒によって様々であるので、児童生徒集団の全体を対象にするような一般的な指導だけでは解決できないという場合が少なくありません。一人一人の児童

生徒の性格、能力などや、さらに生活環境、発達程度、学校での生活の状況など、一人一人の児童生徒に応じた効果的な生徒指導が必要とされています。」と記されており、発達障害のある児童生徒の実態の把握に関しても、一人の児童生徒が複数の特性を併せ有している場合や幼少期についた診断名が成長に伴い変わっていく場合にも触れた上で、「障害特性の把握にとどまることなく、個々の児童生徒が抱えている特性を把握することがとても大切」としている。

また、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」においては、これからの特別支援教育の推進についての基本的考え方の中で「特別支援教育の基本的考え方である、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うという方法を、障害のある子どものみならず、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも適用して教育を行うことは、様々な形で積極的に社会に参加・貢献する人材を育成することにつながり、社会の潜在的能力を引き出すことになると考える。」として、児童生徒一人一人の教育的ニーズを見つめていく姿勢の重要性を示している。

○ 「全校的な支援体制のもとで」

「特別支援教育の推進について(通知)」には、「各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方法の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。」と記されている。

○ 「発達障害に対する正しい理解と認識を深め」

「特別支援教育の推進について(通知)」には、特別支援教育の理念として「特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。」と記されている。また、学習指導要領解説(総則編)第3章第5節では、「小中学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童生徒とともに、通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある児童生徒が在籍していることがあり、これらの児童生徒については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。」とある。「生徒指導提要」においても、発達障害について、その理解と支援の在り方について多くのページにわたって述べられているほか、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」においても「インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。」と述べられているなど、特別支援教育に対する専門性の向上は、全ての教員にとって重要な課題といえる。

○ 「発達障害のある児童生徒を含めた学級づくりや適切な学習指導」

「生徒指導提要」には、発達障害のある児童生徒への対応として、「通常の学級において、発達障害のある児童生徒に対して個別的な支援を効果的に行うためには、学級全体が落ち着いて学べる環境を保障し、児童生徒たちに学ぶ意欲を持たせることが重要」であり、「児童生徒同士に仲間意識があり、ルールが遵守され、お互いを認め合い、思いやり、意欲と責任感を持ち、自己解決能力そして成就感・達成感のある学級づくりを目指して学級経営をしていくことが求められます」としている。学

習指導要領解説（総則編）にも「特に教職員の理解の在り方や指導の姿勢が、児童生徒に大きく影響することに十分留意し、学校や学級内における温かい人間関係づくりに努めることが大切である。」と、学級づくり、学級経営の重要性が述べられている。

Ⅲ 研究の視点及び留意事項

1 「特別支援学級及び通級による指導」について

- (1) 授業形態や集団の構成の工夫、指導方法や指導体制の工夫改善などにより、計画的、組織的な学習活動の展開に努めるとともに、個に応じた教材・教具の工夫・開発やコンピュータなど情報機器の適切な活用等による教育の充実を図る。
- (2) 校内の通常の学級や、特別支援学級間及び地域社会との交流及び共同学習の推進並びに協力体制づくりに留意し、児童生徒の自立と社会参加を見据えた、豊かな人間性と社会性の育成に努めるとともに、特別支援教育の理解・啓発に努める。
- (3) 教師間、学校間の児童生徒に関する情報交換を密にし、家庭や地域、関係機関と連携しながら個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用する。また、教育活動を自己点検・自己評価し、組織的・継続的な指導の充実を図る。
- (4) 通級による指導では、児童生徒自らが障害に基づく生活及び学習上の困難の改善・克服に主体的に取り組めるように指導や支援の充実を図るとともに、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、関係する機関や学校に指導や支援の内容を繋ぐように努める。

○ 「個に応じた教材・教具の工夫・開発やコンピュータなど情報機器の適切な活用等」

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」では「合理的配慮」の観点の一つとして「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」を挙げ、別表に示している。

○ 「児童生徒の自立と社会参加を見据えた」

特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するものである。児童生徒の主体性を確保し、仲間との活動や豊かな生活を保障する教育の実現を図ることが大切である。児童生徒が自らの意思及び力で、可能な限り社会や地域の中で生活していくために、関係者や関係機関等との連携協力を重視しながら適切な支援を行っていく必要がある。

○ 「教師間、学校間の児童・生徒に関する情報交換を密にし」

小・中学校学習指導要領第1章総則第4の2において、「特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されており、すべての教師の理解と協力を図っていくことが大切である。また、「特別支援教育の推進について(通知)」では、学校間の連絡に関して「障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。」と述べられている。今日、少人数学級の担任が増えており、毎年新担任者が多いことも考え合わせると、小・中学校間も含めた特別支援学級担任や通級による指導の担当者同士、さらに、教育・保健・医療・福祉等関係機関との情報交換は、重要な課題の一つである。

○ 「家庭や地域、関係機関と連携しながら」

障害のある児童生徒への適切な教育を行う上で、保護者との連携は必須である。障害者基本法においても、教育について「障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を

行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない」と、保護者との連携の重要性を示している。さらに、今後インクルーシブ教育システムの理念の広がりとともに、学校における「合理的配慮」についても、その提供に向けた保護者との連携の在り方を検討していく必要がある。「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」では「合理的配慮」について、「一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい」と記されている。また、インクルーシブ教育システムの推進のためには「普段から地域に障害のある人がいるということが認知され、障害のある人と地域住民や保護者との相互理解が得られていることも重要であり、また、学校のみならず地域の様々な場面において、どう生活上の支援を行っていくかという観点も必要」とも記されており、各方面との更なる連携の在り方の充実が望まれる。

○ 「個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用する」

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」では、「可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である」とし、個別の教育支援計画、個別の指導計画については、「現在、特別支援学校の学習指導要領等には作成が明記されているが、幼・小・中・高等学校等で学ぶ障害のある幼児児童生徒については、必要に応じて作成されることとなっており、必ず作成することとなっていない。これを障害のある児童生徒等すべてに拡大していくことについて検討する必要がある。」と重要性を述べている。「特別支援教育の推進について(通知)」にも、特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組の中で、「小・中学校においても、必要に応じて、個別の指導計画を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。」「小・中学校においても、必要に応じて、個別の教育支援計画を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。」と記されている。また、学習指導要領解説(総則編)第3章第5節には、「指導に当たっては、例えば、障害のある児童生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画(個別の指導計画)を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。また、障害のある児童生徒については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、例えば、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を作成することなどが考えられる。」とある。

今後、インクルーシブ教育システムを構築に向けた取り組みとして、「合理的配慮」が重要な概念になってくるが、その「合理的配慮」を提供するための基盤となる「基礎的環境整備」として、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成は必要であり、取組の強力な推進が求められている。

○ 「教育活動を自己点検・自己評価し、組織的・継続的な指導の充実を図る」

児童生徒一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた教育活動を、適切に計画し、実施することができたかについて、自己点検・自己評価することが重要である。また、児童生徒が自立し社会参加する力を養うためには、その教育に関する有用な情報が指導にかかわる教員間で共有されるとともに、それらの情報を学年等を越えて引き継ぎ、一貫した指導が行われるようにするなど、組織的・継続的な指導が大切である。

○ 「通級による指導」

学校教育法施行規則の一部改正により、平成 18 年度より、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）の児童生徒が新たに通級による指導の対象となった。

○ 「指導や支援の充実を図るとともに、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、関係する機関や学校に指導や支援の内容を繋ぐ」

学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 5 節には、通級による指導において「対象となる児童に対する通常の学級における指導と通級による指導とが共に効果的に行われるためには、それぞれの担当教師同士が児童の様子や変化について定期的に情報交換を行い、特別の指導の場における指導の成果が、通常の学級においても生かされるようにするなどして連携に努め、指導の充実を図ることが重要と言える。さらに、他校において指導を受ける場合には、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要がある。」とある。

○ 「自閉症・情緒障害教育」

平成 21 年 2 月に文部科学省初等中等教育局長から出された『「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について(通知)』により、「情緒障害者」を、「自閉症・情緒障害者」に変更した。

各障害の留意事項については、「特別支援学校学習指導要領解説」や、愛媛県教育委員会より出された「特別支援学級・通級による指導ガイドブック」、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」の中の「学校における『合理的配慮』の観点」の別表、「教育支援資料（文部科学省）」などに関連事項が詳しく掲載されているので、参照すること。

2 「通常の学級」について

- (1) 児童生徒の興味・関心を大切に、体験的な活動や地域の特色を生かした学習教材の開発や、チーム・ティーチングや学校内外の人材等を活用した習熟度別の指導、補充指導等の指導形態の工夫・改善に努め、学級の全ての児童生徒にとって学びやすい学習環境の整備や分かりやすい授業づくりを進める。
- (2) 全校的な支援体制による事例研究を通して、指導及び評価の工夫改善に努めるとともに、温かい人間関係のもとで、成就感や自己有能感を感じることができる学級づくりを進める。同時に、通級による指導の担当者等との連携を積極的に図りながら、通常の学級における適切な配慮、個に応じた指導・支援の一層の充実に努める。
- (3) 特別支援教育校内委員会等の機能を充実し、特別支援教育コーディネーターを中心としながら、関係者及び関係機関との連絡調整や教職員の理解促進を図り、特別支援教育についての積極的な啓発活動や継続的な教育支援に努める。
- (4) 保護者や関係機関等の理解や協力を得ながら、一人一人の障害の状態や発達課題、学習上の困難を的確に把握し、個別の教育支援計画等の作成・活用を進める。

○ 「チームティーチングや学校内外の人材等を活用した習熟度別の指導、補充指導等の指導形態の工夫・改善に努め」

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、学校は「合理的配慮」を提供する必要がある。そういった「合理的配慮」を行う上で「基礎的環境整備」は欠かせない。「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」でも挙げているように、チーム・ティーチングなどによる個別指導や習熟度別・少人数指導を行うなどの、「個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導」は、重要な「基礎的環境整備」の一つである。

また、「生徒指導提要」では、通常の学級での教育課程の実施に当たって「各学校においては、少人数指導やチーム・ティーチング、習熟度別の学級編制による指導や個別の学習計画を与えるプログラム学習など、共通性に伴う問題点への対応のために様々な指導体制の工夫がなされてきました。また、指導方法の面においても、各自の興味関心に基づく課題の設定や、探究方法を選択させるなど、学習の過程における個別化や個性化を促す様々な配慮がなされてきました。」とこれまでの取組を評価している。さらに、「このように教育課程の編成や学習指導に当たって、児童生徒の個性や能力に応じた教育が行われてきたことは、教育課程の持っている共通性の問題点を補正し、個性化を図ることを重視している生徒指導の機能を生かすことにもつながります。」としている。これは、「個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導」といった「基礎的環境整備」が特別支援教育のみならず、学校教育全体としても重要なものであることを示している。

○ 「指導及び評価の工夫改善」

学習指導要領の総則第4には、「児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。」と記されている。

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(平成22年5月文部科学省)では、障害のある児童生徒に係る学習評価の考え方として「障害のない児童生徒に対する学習評価の考え方と基本的に変わるものではないが、児童生徒の障害の状態等を十分に理解しつつ、様々な方法を用いて、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握する必要があること。」としている。また、学習評価及び指導要領の改善等に関する指導資料(平成23年2月

愛媛県教委)においては、「障害のある児童生徒の学習評価を実際に行うためには、個別の指導計画による評価と密接に関連していることに留意する必要がある。また、通常の学級に在籍する児童生徒の中で、個別の指導計画を作成するほどではない場合でも、個別的な配慮事項や指導上の工夫点などを記述することが重要である」とし、特別支援学級、通級による指導、通常の学級に在籍しているそれぞれの児童生徒について、指導要録の評価記述の方法が示されている。

○ 「温かい人間関係のもとで、成就感や自己有能感を感じることができる学級づくり」

「生徒指導提要」には、「指導したことを定着させ、確実に身に付けさせていくためには、失敗を指摘して修正させるという対応ではなく、成功により成就感や達成感が得られる経験を積むこと、そしてそれを認めてくれる望ましい人間関係が周囲にあることが重要」と、温かい人間関係づくりの必要性が記されているほか、「授業を始め、学校における様々な学習活動において、「わかった」、「できた」という達成感や成就感を感じる経験を積むこと、学級集団の中で自分の役割が与えられ、その役割をきちんと果たしていると感じられること、そして、取り組んでいること、役割を果たしていることを、周りの人たちにきちんと認められていることが大切」とあり、学級づくりの重要性が記されている。

○ 「通常の学級における適切な配慮」

「障害者基本計画(第3次)」では、「合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る。」とあり、今後、全ての教職員が取り組む課題としてスキルアップを図ることが望まれている。

○ 「特別支援教育校内委員会等の機能を充実し」

特別な教育的支援が必要な児童生徒への教育的支援について検討する「特別支援教育校内委員会」や「校内就学指導委員会」などの校内体制が重要である。なお、「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(H25年10月)には、「就学指導委員会」という名称について、「早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についてでも助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」(仮称)といった名称にすることが適当」とある。

○ 「特別支援教育コーディネーターを中心としながら、・・・教職員の理解促進を図り」

障害のある児童生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識及びカウンセリングマインドを有する者を、特別支援教育コーディネーターとして学校の校務に位置付け、保護者や学校内の関係者、福祉や医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う必要のあることが、「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」において示されている。

また、「特別支援教育の推進について(通知)」には、特別支援教育コーディネーターの指名に関して、「各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を特別支援教育コーディネーターに指名し、校務分掌に明確に位置付けること。特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。」と記されている。

愛媛県では、全ての公立幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校において特別支援教育コーディネーターを指名しており、愛媛県教育委員会では、特別支援教育コーディネーターの資質や実践の向上を目的とした研修会を実施している。

○ 「特別支援教育についての積極的な啓発活動」

「特別支援教育の推進について(通知)」には、「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。」と述べられている。「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」では、「共生社会の形成のためには、障害のある者が、どれだけ社会に参加・貢献できるかということが問われる。インクルーシブ教育システムの推進に当たっては、普段から地域に障害のある人がいるということが認知され、障害のある人と地域住民や保護者との相互理解が得られていることも重要であり、また、学校のみならず地域の様々な場面において、どう生活上の支援を行っていくかという観点も必要である。学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)や学校支援地域本部など、地域と連携した学校づくりを進めるに際しても、各学校は、障害のある子どもへの対応も念頭に置き、地域の理解と協力を得ながら連携して取り組んでいく必要がある。」と述べており、保護者や地域社会への啓発活動の大切さを示している。

○ 「継続的な教育支援」

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」では、「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」の審議経過報告から、「早期からの教育相談・支援、就学指導、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」ととらえ直す」ことを示している。また、「これまでの就学指導中心の「点」としての教育支援から、早期からの支援や就学相談から継続的な就学相談を含めた「線」としての継続的な教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援を目指すべきであること」を今後の課題の一つとして示している。

○ 「保護者や関係機関等の理解や協力・・・困難を的確に把握し」

一人一人の教育的ニーズを把握し必要な支援を行うためには、保護者や関係機関(教育・福祉・医療等)との連携が重要である。主な教育相談機関には、愛媛県総合教育センター、児童相談所、愛媛県発達障害者支援センター、愛媛県立子ども療育センター、愛媛県立特別支援学校、愛媛大学教育学部附属特別支援学校、愛媛大学教育学部、地域の特別支援学級や通級指導教室がある。

○ 「個別の教育支援計画等の作成・活用」

発達障害のある児童生徒についても、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、必要に応じて個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、その活用の仕方を充実させていく必要がある。また、その作成に当たっては、本人及び保護者の願いを尊重する必要がある。